

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（農林水産省経営局金融調整課）

項目名	アグリビジネス投資育成株式会社の農業法人への出資制限の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	法人税		
要望の内容	<p>【措置の概要】 研究開発税制や中小企業投資促進税制等の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人は除外されている。（措令27の4⑰）</p> <p>【要望の内容】 「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、農業法人の経営基盤強化を図る観点から、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第3条第1項の承認を受けた株式会社（アグリビジネス投資育成株式会社）による農業法人への出資制限を見直すことを検討している。</p> <p>この見直しを前提に、研究開発税制や中小企業投資促進税制等の適用対象となる中小企業者の判定において、上記大規模法人からアグリビジネス投資育成株式会社を除外することを要望する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— (—	百万円 百万円 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

農業法人はそのほぼすべてが中小規模の経営体であり、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠。また、農業は地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、食品産業、観光業等を含めた地域経済の活性化のためにも、生産性の向上等により農業経営の体質強化を図ることが必要不可欠。

このため、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づき、農業法人の事業の合理化、高度化その他の改善を支援する事業活動に資金供給を行い、継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農業者の経営の継続と安定及び農産物の安定供給を確保することが必要不可欠。

今般の農業法人の経営基盤強化のための省令改正に伴い、アグリビジネス投資育成株式会社が、総議決権の50%を超えて出資することが可能となることにより、農業者の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図る事業活動に対し資金供給を行うことは、農業者の経営の継続と安定及び農産物の安定供給を確保することに寄与することが目的。

(2) 施策の必要性

アグリビジネス投資育成株式会社が農業法人へ総議決権の50%を超えて出資する場合、現状では中小企業者とみなされず、中小企業経営強化税制等の中小企業税制の対象とならない。アグリビジネス投資育成株式会社による出資の効果を最大限に活かすためには、アグリビジネス投資育成株式会社を租税特別措置法上その大規模法人の適用外とする措置が必要不可欠。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

（専ら農業を営む者等による農業経営の展開）

第27条 国は、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることに鑑み、経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、農業を営む法人の経営基盤の強化を図るため、その経営に従事する者の経営管理能力の向上、雇用の確保に資する労働環境の整備、自己資本の充実の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ 2 農業の持続的な発展 ≪政策分野≫ ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
		政策の達成目標	農業法人の健全な成長発展を図るために、アグリビジネス投資育成株式会社からの出資を受けることにより自己資本の充実を促進し経営基盤強化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度 1件 令和8年度 1件 令和9年度 1件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	アグリビジネス投資育成株式会社を租税特別措置法上の大規模法人の適用外とする措置を講じることにより、アグリビジネス投資育成株式会社に農業法人への出資が促進され、農業法人の自己資本の充実が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	設備投資などに伴う農業者の資金調達的手段は一般的に融資と出資であるが、自己資本となる出資で調達した方が財務は安定するため、アグリビジネス投資育成株式会社の出資による農業法人の自己資本の充実を推進している。農業法人の自己資本の充実を図りつつ、高性能な農業機械の導入等による経営改善を促進し、経営の継続と安定及び農産物の安定供給を図るためには、アグリビジネス投資育成株式会社から総議決権の50%を超えて出資を受けた場合でも、引き続き、税制措置により設備投資等を支援することが政策手段として妥当。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	—		